

サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

上部に記載されたサイボウズ株式会社(以下、「サイボウズ」といいます。))のソフトウェア製品(以下、「本ソフトウェア」といいます。))の使用権(以下、「ライセンス」といいます。))を購入された法人、団体(以下、「お客様」といいます。))へのご注意：
本使用許諾契約書(以下、「本契約書」といいます。))は、本ソフトウェアに関してお客様とサイボウズの間で締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアライセンスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合は、サイボウズにご購入を申し込んだ時点で、ご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、登録キー証明書に貼付の保護シールを剥離した時点で、それぞれ本使用許諾契約(以下、「本契約」といいます。))の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。
本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェアはサイボウズお客様に対してその使用を許諾するもので、販売するものではありません。

1. 定義

- (1) 「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
 - (2) 「ライセンスキー」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等を用います。ライセンスキーを本ソフトウェアに登録することにより、本ソフトウェアを利用することができます。1つのライセンス毎に1つのライセンスキーが与えられます。
 - (3) 「登録ユーザー」とは、以下に示すソフトウェア(以下、「連携先ソフトウェア」といいます。))を使用するユーザーとして、本ソフトウェアに登録された方をいいます。
連携先ソフトウェア：サイボウズ® ガルーン® 2
- なお、お客様は当該連携先ソフトウェアの使用権を正規に取得しているものとします。
- (4) 「利用するユーザー」とは、登録ユーザーのうち、お客様が本ソフトウェアを使用させるユーザーとして指定した方をいいます。

2. 使用範囲

- (1) お客様は、お客様が連携先ソフトウェアとあわせて使用する目的のみ、本ソフトウェアを使用することができます。
- (2) お客様は、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲内で、利用するユーザーを指定することができます。本ソフトウェアは、利用するユーザーに指定された方のみが使用することができます。お客様が本ソフトウェアの追加ユーザーライセンスを新たに購入された場合は、追加したユーザー数を合計した数を利用するユーザーとして指定することができます。
- (3) お客様は、本ソフトウェアを、利用するユーザーの使用クライアントPCにインストールして使用させることができます。
- (4) 1つのライセンスで許諾されたユーザーの数、その他ライセンスの内容を複数に分割することはできません。
- (5) お客様は、同一か否かを問わずいかなるコンピュータ上においても、1つの登録キーを並行して登録・使用することはできません。

3. その他の条件

3-1. 複製の制限

- (1) お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。
 - ① お客様の入力されたデータをバックアップする目的
ただし、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものとして第三者の保有するものである、とを問わず、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。
 - ② 本ソフトウェアの修正プログラムや、本ソフトウェアにおけるオプション製品等がお客様ご利用の本ソフトウェアや、お客様のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的
ただし、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行うためにのみ使用されるものであって、恒常的に使用されないことを条件とします。従って、適合テストの終了後は、速やかに破棄するものとします。
- (2) また、お客様は、同一ユーザーにおける複数コンピュータ上での利用を目的に本ソフトウェアの複製を行うことができます。同一でない利用するユーザーにおける使用を目的とした本ソフトウェアの複製はできません。また、登録キー情報もあわせて複製されるものとします。

3-2. 頒布・送信の禁止

お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信(自動公衆送信、送信可能化を含む)等を行うことは一切できません。

3-3. 貸与、担保設定、転売等の禁止

お客様は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。よってお客様はいかなる状況においても、お客様以外の法人または団体の従業員および構成員、その他個人に対して、本ソフトウェアを使用する権利を与えることはできません。

3-4. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変等の制限

お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案することはできません。また、本ソフトウェアは1つの本ソフトウェアとして許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。

3-5. その他

- (1) 本契約書は、お客様に対し、サイボウズおよび、Intellisync Corporation(以下「Intellisync」といいます。))の商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、サイボウズおよび Intellisync に留保されます。
- (2) お客様が本ソフトウェアを旧バージョン製品からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用される場合、お客様はサイボウズによってバージョンアップ対象製品または代替製品として指定されている製品(以下、「既存取得製品」といいます。))のライセンスを正規に取得していなければなりません。なお、既存取得製品におけるデータをコンバートする必要がある場合を除いては、既存取得製品を破棄(アンインストール)した後、単一のサーバーコンピュータにインストールし、本契約で許諾された範囲内でのみ使用することができます。本ソフトウェアをバージョンアップまたは乗り換えとして使用される場合、既存取得製品のライセンスは自動的に消滅します。よって、既存取得製品のデータをコンバートする場合においても、本ソフトウェアをインストールした後、速やかにコンバート作業を行ない、コンバート作業終了次第速やかに、既存取得製品を破棄(アンインストール)しなければなりません。

4. 本契約の解除および終了

- (1) お客様が本契約書の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- (2) 本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄し、使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによつて、お客様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズおよび Intellisync は一切責任を負いません。

5. 品質保証

サイボウズは、本ソフトウェアに関する配給媒体(本ソフトウェアが記録媒体により配布された場合はその記録媒体、登録キー証明書、その他説明書等)に物理的な瑕疵がある場合、本ソフトウェアのお買い上げ後90日間に限り、交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品はサイボウズによって選択されるものとし、交換前のものと同じ内容であることの保証はいたしません。ただし、これらの場合、お客様は本ソフトウェアとその購入を証するもの両方をサイボウズに返却するものとします。また、サイボウズは、お客様または第三者の故意あるいは過失による場合は、保証の責任を負わないものとします。

6. 保証の制限

お客様は、本ソフトウェアの使用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害(データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等)をいし危険はすべてお客様のみに負うことをここに確認し、同意するものとします。
サイボウズおよび Intellisync は、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存していた場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、サイボウズのいかなる口頭又は書面によるいかなる情報又は助言も、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。
サイボウズは本ソフトウェアプログラムに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。サイボウズおよび Intellisync は、本契約締結時における本ソフトウェアプログラムと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

7. 責任の制限

いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズ、Intellisync、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様の他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズおよび Intellisync は、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。なお、本ソフトウェアに付随する各サービス等をご利用になる際は、別途各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、各情報コンテンツ提供会社の取り決めに基づくものとします。

8. 登録キー情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、ならびに登録キーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはけません。また、本契約書に違反した登録キーの不正使用はこれを一切禁止します。

9. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア (HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切)、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。))は、サイボウズ、Intellisync、およびその供給者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (3) 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

10. 準拠法および雜則

本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もサイボウズも合意するものとします。

11. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にささかの影響をもたえるものではありません。

Intellisync®は Intellisync Corporation の登録商標です。